

西宮市妊産婦・乳幼児等訪問指導事業実施要綱

(目的)

第1条 母子保健法の第11条で新生児、第17条で妊産婦、第19条で未熟児の訪問指導を市町村が実施すると規定されている。この要綱は、生活の場である家庭を訪問し、気軽に相談ができる場所と時間を提供するとともに、日常生活や個々に沿った具体的な育児助言を行うことにより保護者の育児不安を軽減し精神的安定を図ること、乳幼児の健全な成長を支援すること、また父親を含む家族の育児支援の大切さの理解を深める機会とすることを目的とする。

(対象者)

第2条 妊婦、乳幼児及びその保護者等、訪問指導が必要と思われる者。また、乳幼児健診未受診者、虐待ケース（疑い含む）など、保健師が必要と判断した者も対象となる。

(対象者の把握)

第3条 訪問指導事業は次に定めるところにより対象者を把握する。

- (1) 妊娠連絡票
- (2) 出生連絡票
- (3) 医療機関依頼
- (4) 他機関からの連絡
- (5) 養育医療申請書
- (6) 電話（家族・本人・地域住民等）
- (7) 乳幼児健康診査
- (8) 乳幼児健康診査未受診児リスト
- (9) 他市町村からの連絡
- (10) その他

(実施日及び実施場所)

第4条 実施日は対象者と事前に調整して決定する。実施場所は自宅もしくは里帰り先とする。ただし、乳幼児健診未受診者、虐待ケース（疑い含む）などはこの限りではない。

(実施方法)

第5条 訪問指導事業は次に定めるところにより実施する。

- (1) 訪問指導事業の内容は、身体計測、発育発達の確認、育児指導、栄養指導、生活指導、乳房管理、授乳指導等とする。
- (2) 訪問指導事業は、保健師・助産師等によって行う。
- (3) 訪問指導事業に従事する者が備品を必要とする場合においては、市から貸与を行う。
なお、貸与にあたっては、借用書（様式第1号）を取り交わす。

(事後措置)

第6条 訪問指導の結果、必要に応じて継続支援及び関係機関と連携を取ることとする。

(記録の整備及び秘密の保持)

第7条 訪問指導事業に従事する者は、氏名、性別、年齢、住所、世帯構成、訪問指導結果等を記録する。

2 訪問指導事業に従事する者は、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、個人情報の取り扱いに関する誓約書(様式第2号)を提出する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。